

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 住宅型有料老人ホーム ころはす小針 特別養護老人ホーム 葵の園・新潟内野	(略) 新潟市西区小針 4丁目39—28 新潟市西区内野 <u>西3丁目9番12号</u>	新潟市西区	(略) 住宅型有料老人ホーム ころはす小針	(略) 新潟市西区小針 4丁目39—28
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。